

お泊りデイサービス 東京都の独自基準



現在、介護保険部会において介護保険法改正に向けての話し合いが行われていますが、その中でデイサービスの宿泊サービスいわゆる「お泊りデイ」に対しても言及されています。

通所介護の設備等を利用して法定外の宿泊サービスを提供している場合については、泊りの環境が十分でない等の問題点も指摘されている。このため、利用者保護の観点から届出、事故報告の仕組みや情報の公表を行い、サービスの実態が把握され、利用者やケアマネージャーに情報が提供される仕組みとすることが適当である。
(第53回介護保険審議会介護保険部会 資料1より)

現在は東京都と大阪府のみが独自に基準を設けていますが、いずれは東京都の独自基準が全国の基準へと統一されていくことが予想されます。そこで今回はお泊りデイにおける東京都の独自基準を改めてご紹介します。

【主な設置要件（抜粋）】

- ・ 利用定員はデイサービス定員の2分の1以下であること。
- ・ サービス提供時間帯に介護職員又は看護職員を1人以上配置すること。
- ・ 1室当たり1人とする。こと。（利用者の希望等による場合は2人でも可）
- ・ 床面積は1室当たり7.43㎡以上であること。
- ・ 消防法その他の法令等に規定された設備を設置すること。
- ・ 4日以上連続して提供する場合は、担当ケアマネージャーと連携して宿泊サービス計画書を作成すること



より詳しい資料は東京都福祉保健局のホームページでご確認ください。
http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/dokujikijyunn/

